

金沢正雄 著

国際法入門

■ 生きた国際社会の理解のために



中央経済社

金沢正雄著

国際法入門

■ 生きた国際社会の理解のために



中央経済社

<著者紹介>

金沢正雄（かなざわ まさお）

昭和16年12月 東京帝国大学法学部卒業
昭和16年12月 外務省入省。米国、英国、イラ~~ク~~、フ
ィリピン在動を経て
昭和45年12月 調査部長
昭和47年11月 在ルーマニア大使
昭和49年7月 国際連合代表部大使
昭和53年6月 在インド大使
昭和56年12月 外務省退職
昭和57年4月 札幌商科大学商学部教授
昭和59年4月 札幌学院大学法学部教授

著者との
了解により
換印省略

国際法入門

—生きた国際社会の理解のために—

昭和59年9月20日 第1版発行

著 者 金 沢 正 雄

発 行 者 渡 辺 正 一

印 刷 所 ㈱ 文 唱 堂

発 行 所 (株) 中 央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町 1-31-2

電 話 ・ (293) 3371 (編集部)

(293) 3381 (営業部)

〒101 振替・東京 0-8432

落丁・乱丁本はお取替いたします

美行製本

ISBN4-481-73052-8 C3032

序

私は四〇年間の外交官生活を終えた後に大学で国際法を教えることになったが、国際法は長い年月をかけて発展してきたものであり、その年月の重みを感じないわけにはゆかない。それと同時に、現在は国際社会が大きく変ってきているので、国際法もこれに応じて新しい発展を見せており、国際法が規範であるとしても、どういう意味で規範なのかを考えさせる時代になっている。私は今までの経験を生かして、この点について私なりに考え、若い人と話し合う機会をもつことができたことを大へん有難いことだと思っている。

国内法と違って国際法は先例を紹介し、条文を解釈するだけで事が足りるものではない。国際法はそれを生み出した国際社会との関連で考えてゆかなければ我々の勉強の対象として意味がうすい。他方国際社会を理解するためには国際法は極めて有意義な素材であるといふことができる。特にこれから活躍してゆくべき若い人々には、国際社会の中での日本ということを考えてもらわねばならないが、そのためには国際法を是非学ぶ必要があると思う。国際法の研究が国家、国際組織、個人、条約といういわば静態的な部分と紛争の平和的处理、国際安全保障、国際経済社会協力の増進という動態的な部分とに分けることができるとしても、その静態的部分自体が変化して来ているし、動態的な部分がまさに生きた国際社会のうつり行く姿を現わしている。

右に述べたような観点からぼつと考えを整理してまとめてゆこうと思って始めたその第一歩がこの小冊子である。

至って未完であり、また厳密な法学的立場からは未熟なものである。特に第一章の「国際法を学ぶことの意義」は法学書の内容に含まれるべきものではないかも知れない。しかし、それは私が講義の冒頭に是非述べておきたいことなので、あえて取り入れた。この冊子を土台として更に勉強を積み、大方の御批判に堪えるものにしたいたいと考えている。

昭和五九年九月五日

金 沢 正 雄

目次

第一章	国際法を学ぶことの意義	1
一	国際法の法的性質	1
二	国際社会での価値感の相対性	3
三	普遍的な理想の具現としての国際法	5
四	目的達成の手段としての国際法	8
第二章	国際法の発展	11
第三章	国際法の性質	21
第一節	国家間の合意	21
第二節	国際団体	22
第三節	個人	24
第四節	国際法の法源	26
第五節	国際法と国内法の相違	29

第四章 国家の地位 31

第一節 国 家 31

第二節 国家の種類 32

第三節 コモンウェルスとソ連邦 35

第四節 国家の承認 38

第五節 国家承認の要件と手続 39

第六節 政府の承認 40

第七節 国家の主要な権利義務 42

1 主 権 43

2 平等権 43

3 国内問題について他国の干渉を受けない権利 44

4 自衛権 46

第五章 国家の領域 47

一 内 水 48

1 湾 48

2 内 海 48

3 港	49
二 領 海	49
三 群島水域	52
四 国際海峡	54
五 公 海	55
六 継続追跡権と接続水域	56
七 排他的経済水域	57
八 大陸棚	59
九 深海海底	62
一〇 領空及び宇宙空間	67
第六章 国際組織	73
第一節 国際組織発展の歴史	73
第二節 国際連盟	74
第三節 国際連合の成立	75
第四節 国際連合の目的	76
第五節 国際連合への加盟及び脱退	78

第六節	国際連合における代表権問題	81
-----	---------------	----

第七節	国際連合の機関	83
-----	---------	----

1	総会	84
---	----	----

2	安全保障理事会	86
---	---------	----

3	経済社会理事会	88
---	---------	----

4	信託統治理事会	89
---	---------	----

5	国際司法裁判所	89
---	---------	----

6	事務局	90
---	-----	----

第七章	国際法上の個人	91
-----	---------	----

第一節	国籍	91
-----	----	----

第二節	外国人の取扱	94
-----	--------	----

1	外国人の出入国	94
---	---------	----

2	外国人に与える権利	94
---	-----------	----

第三節	外交使節団	96
-----	-------	----

1	外交使節団	97
---	-------	----

2	領事機関	98
---	------	----

第八章 条 約 101

第一節 条約の性質及び名称 101

第二節 条約の締結 103

1 条約の締結権者 103

2 全権委任状 104

3 条約の署名・採択 106

4 条約の批准 107

5 批准書の交換・寄託 107

6 条約に対する加入 108

第三節 条約の効力 109

1 国内法との関係 109

2 第三国に対する効力 109

3 条約の登録 110

4 条約の留保 110

第四節 条約の終了 112

1 条約違反 112

2 事情変更 113

第九章 国際紛争の平和的处理

3	履行不能	114
4	戦争	114
5	当事国の消滅	114
	第一節 総説	115
	第二節 外交交渉	117
	第三節 国際調停	120
1	周旋と仲介	121
2	審査と(狭義の)調停	122
	第四節 国際連合による紛争の平和的处理	125
	第五節 国際裁判	128
一	仲裁裁判	130
二	司法裁判	132
1	国際司法裁判所規程の当事国	133
2	国際司法裁判所の組織	133
3	裁判廷	134

4	国際司法裁判所の管轄権	135
5	国際司法裁判所の準則	139
	第二〇章 国際安全保障	141
	第一節 集団安全保障	141
	第二節 平和維持軍	147
	第三節 軍縮	150
	一 総説	150
	二 各論	153
	1 軍縮委員会	153
	2 ミソ戦略兵器削減交渉	154
	3 国際連合	158
	第四節 地域の取極	160
	第五節 敵国条項	162
	第一章 国際経済・社会協力の増進	165
	第一節 概説	165

第二節 二国間の経済国際法	168
---------------	-----

第三節 多数国間の経済国際法	171
----------------	-----

第四節 国際機関による経済の発展・促進	176
---------------------	-----

一 専門機関	177
--------	-----

1 国際電気通信連合	177
2 万国郵便連合	177
3 国際労働機構	178
4 国際通貨基金	178
5 国際復興開発銀行	178
6 国際金融公社	179
7 国際開発協会	179
8 国際連合食糧農業機関	179
9 国際民間航空機関	179

10	国際連合教育科学文化機関	180
11	世界保健機関	180
12	世界気象機関	180
13	国際海事機関	180
14	世界知的所有権機関	181
15	国際農業開発基金	181
二	国際連合の補助機関	184
1	国際連合貿易開発会議	187
2	国際連合開発計画	190
3	国際連合工業開発機関	190
4	国際原子力機構	192
5	国際連合環境計画	192
8	国際連合児童基金	192
三	新国際経済秩序	193
第五節	国際連合の外にある国際機関	200
1	経済協力開発機構	200
2	欧州共同体	201
第六節	人権問題	202

第一章 国際法を学ぶことの意義

一 国際法の法的性質

これから諸君と一緒に国際法を勉強してゆくわけであるが、国際法は果して法であるかがいつも問題にされている。

国際法は法としての性質を有しないという説が今に至るまで存在している。国際法は国内法と異なつてこれを強制的に執行する機関がないことが国際法の法的性質について疑問をもたれる理由である。一例をあげれば、国際連合憲章第二章は「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」（第三項）、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（第四項）と規定している。現在世界で一五八の国がこの憲章の義務を受諾して加盟国となっている。それにもかかわらず、戦争はなくなるらない。最近でもイラン・イラク戦争、フォークランド戦争、レバノン紛争等いくつもの例がある。これらの場合、各国が条約上の重要な義務を守っていない。しかも、かかる条約違反を処罰することができない。このような例を見て、国際法は強制力を欠いているから法ではないと主張することには確かに

一理はある。

しかし我々が留意しなければならないのは、このように条約に違反して戦争を起こした国々も決して国際法に違反したことを認めようとせず、むしろ、いろいろの事由をもうけて自国の行動を正当化しようとし、国際法に違反していないことを強く主張することである。このことから、国際社会は法の支配する社会であり、また法が支配せねばならない社会であるとの観念を世界各国が抱いていることを、我々は知るのである。そのうえ戦争が起こるのは国際関係の極限の状況であるが、このような極限に至らない状況で国際法が順守され、それに従って国際関係が調整され、処理されている無数の場合があることを、我々はよく知っている。国内法を中心として発達した法の観念から、強制力を法の不可欠の要素と考えると、国際法は不完全な法である。しかし、国際法は遅れて発達した法であり、現在その規律すべき分野が著しく広がり、またその数も増大している段階にある。国際社会が現在のように第二次大戦前と比べ三倍の数の国により構成されるようになり、また交通通信手段の発達により、その相互依存の関係がますます深くなってきている状況において、国家間の関係を規律する必要は増加する一方であり、そこに規範を設けなければ大いに支障をきたす情勢になってきている。国際法が不完全な法であるとしても、それなしにはすまされない世の中になってきている。だから我々の課題は、そのような不完全な道具を用いて、国際関係をいかにしてより円滑に、関係各国の利益になるように築き上げるかということである。国際法を学ぶに当たってもこの目的意識を我々は常に念頭に置かねばならない。そういうふうに考えると、我々が国内法によって培われた観念から国際法を見たときに、それが法であるか否かにつき疑問を抱くことが、まさに国際法を通じて国際社会を理解することにつながってゆくのである。国際法が国内法と異なっているとしてあげられる種々の点が、むしろ国際法の妥当する対象としての国際社会の特質を浮きぼりにするのである。

私の講義においても、学生諸君が国際法を学ぶことのみでなく、それを通じて国際社会についての理解を深めてゆく

ことを希望したい。というのは、日本人に限らず、一般に世間の人は、米國やフランスというような個々の外國について知識をもち、関心をもつほどには、自國と外國との交わり方について理解が十分でないと思われるからである。いろいろな外國と日本との間に經濟摩擦が起きるのも、それは、我々が外國について知らないからでなく、また外國が日本を知らないからでなく、異質の価値感をもった國と國との交わり方が、我々が自然にもって生まれた隣近所の人々と交際するのとは異なった考え方と感覺を必要とすることに、氣がつかないからである。

二 國際社会での価値感の相対性

日本人のみならず、一般に人々は、一つの正しい觀念が世界に通用していると考えがちであるが、國際社会では、何が正しいかについての考え方が國によって違っているし、そのうえ違った考えのいずれが正しいかを決定する機關がない。それが、國際社会が國內社会と違ふところである。万国共通の、何が正しいかについての觀念が支配する分野も多いが、また、それぞれの國が異なった価値感、異なった國益、異なった目的をもつて相交わっていることも多い。國際社会は絶對的価値のみが支配しているのではなく、相對的価値の広く支配する世界であり、その故に國際法は國內法と異なるのである。國際法は絶對的な価値を現わす規範である場合もあるが、相對的な価値感を媒介する規範である場合もある。國內法と對比すれば法という性質をもつものとならんで、契約に類似した性質をもつものもある。

もちろん、國際法が絶對的価値を現わすものであるか、相對的価値を現わすものであるかということと、國際法が守られない場合にもこれを強制できないということとは、別問題である。しかし、國際法が相對的な価値感を媒介するものであるときには、その成立に當つて、それぞれの國がその主体性を發揮しなければならないことを示しているし、また國際法に強制力がないことは、それだけ國際法は關係國の合意によって成立した後も、その内容が具現するよう關係